

# 平成28年度年次報告（概要）

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令に基づき、平成28年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するもの

平成29年4月  
電気通信紛争処理委員会

## 委員及び特別委員の任命状況

平成28年12月に委員5名を任命(再任5名)。平成29年3月31日現在の委員及び特別委員は以下のとおり。

### 【委員(5名)】

氏名	役職等	任命日
中山 隆夫 (委員長)	弁護士 中央大学大学院法務研究科教授 (元福岡高等裁判所長官)	28.12.3 再任
荒川 薫 (委員長代理)	明治大学教授	28.12.3 再任
小野 武美	東京経済大学教授	28.12.3 再任
平沢 郁子	弁護士	28.12.3 再任
山本 和彦	一橋大学大学院教授	28.12.3 再任

### 【特別委員(8名)】

氏名	役職等	任命日
青柳 由香	横浜国立大学大学院准教授	27.11.30 新任
荒井 耕	一橋大学大学院教授	27.11.30 再任
大橋 弘	東京大学大学院教授	27.11.30 新任
加藤 寧	東北大学大学院教授	27.11.30 再任
小塚 莊一郎	学習院大学教授	27.11.30 再任
近藤 夏	弁護士	27.11.30 再任
矢入 郁子	上智大学准教授	27.11.30 新任
若林 和子	公認会計士	27.11.30 再任

## 委員会の開催状況

平成28年度は、13回の委員会を開催。

第159回 (28.4.20~22)	・平成27年度年次報告の決定
第160回 (28.5.19~23)	・あっせん委員の指名について
第161回 (28.6.1)	・ケーブルテレビ事業用施設の視察
第162回 (28.6.29)	・政策担当部局からの説明 ・あっせん事案 ・平成27年度事業者相談の概要 ・調査研究(MVNO間契約の実態調査等)の説明
第163回 (28.8.30)	・事業者団体及び電気通信事業者からの説明
第164回 (28.10.25)	・あっせん事案について
第165回 (28.12.9)	・委員長の選任及び委員長代理の選任について ・あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定について ・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問について ・あっせん事案について ・あっせん申請の受理について

第166回 (28.12.14~15)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する手続について ・あっせん申請の取扱いについて
第167回 (28.12.27)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について
第168回 (29.1.13~20)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について
第169回 (29.1.27)	・日本通信株式会社からの接続協議再開命令の申立てに係る総務大臣からの諮問に関する審議について(答申)
第170回 (29.2.23)	・MVNOの競争環境に関するルールの最近の見直しについて ・あっせん終了案件の公表 ・あっせん案件のケーススタディ
第171回 (29.3.28)	・あっせん終了案件の公表について ・平成28年度年次報告案について ・電気通信紛争処理マニュアルの改訂について

## あっせんの処理

- ・平成28年度に委員会が受け付けたあっせんの申請は2件。
- ・そのうち、あっせんにより解決した事案は1件(事案の概要は以下のとおり)。残る1件は、あっせん不実行。

### 【申請の概要】

A社が、B社との間の①新たな卸電気通信役務の提供に係る契約の締結及び②現行契約手数料の差額の補填を求めるもの。

### 【主な経緯】

28. 4. 25	A社から、あっせんの申請。
28. 5. 24	B社から、答弁書の提出。
28. 6. 10	あっせん委員による両当事者からの意見聴取。
28. 9. 15	あっせん委員による両当事者からの意見聴取。①についてのあっせん案の提示。②の解決の方向性の確認。
28. 9. 23	①について、あっせん案受諾による合意が成立。
28. 11. 18	あっせん委員の見解等を書面により伝達。
28. 12. 28	②について、当事者間において合意が成立。

### 【①のあっせん案(主な内容)】

- ・ B社は、あっせん手続中の当事者間協議において合意した価格にて、A社に対し、卸電気通信役務の提供を行う。
- ・ 卸提供価格の変更を行う場合の通知期限等に関する覚書を締結する。

### 【②の合意事項の概要】

- ・ あっせん手続と並行して誠実に協議を重ね、和解金をB社がA社に支払うことに合意した。

(参考)これまでのあっせんの処理結果

合意が成立し解決<sup>(注1)</sup> 44件(64.7%)

合意に至らず(申請取下げ・打切り)  
19件(27.9%)

不実行<sup>(注2)</sup>  
5件(7.4%)

注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんを拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

## 審議・答申

・平成28年度中、総務大臣からの接続協議再開命令の申立てに係る諮問1件について審議を行い、総務大臣への答申を行った。

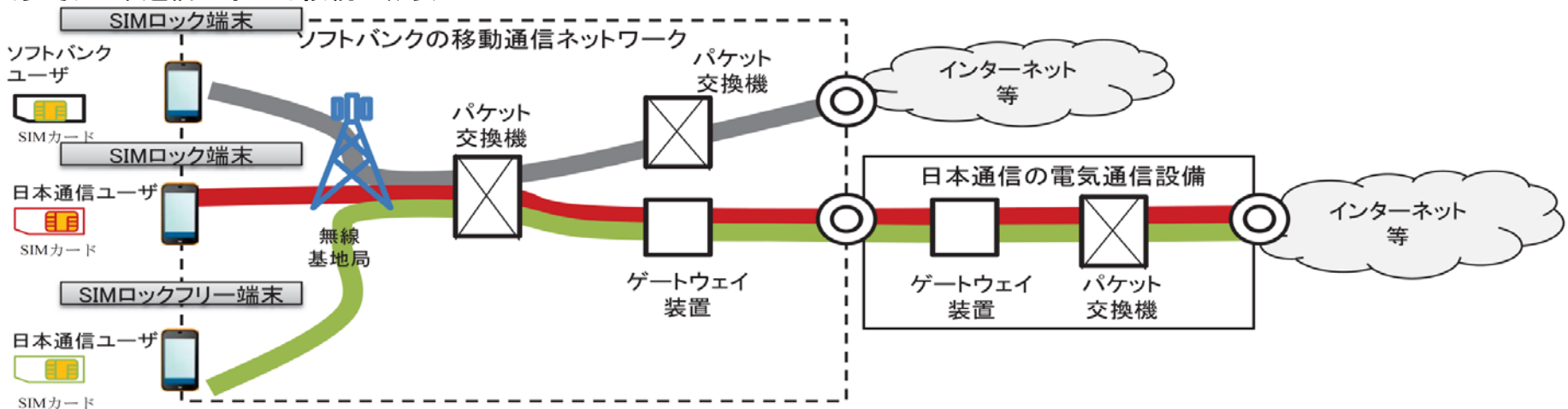
### 【主な経緯及び概要】

- 平成28年9月29日、電気通信事業法第35条第1項の規定に基づき、ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。)との電気通信設備の接続に関して、日本通信株式会社(以下「日本通信」という。)から総務大臣に協議再開命令の申立てがあった。
- 総務大臣は、11月30日に聴聞を行った上で、12月8日、ソフトバンクに対して協議再開を命ずることについて当委員会に諮問した。
- 当委員会は、5回にわたり委員会を開催し、平成29年1月27日、総務大臣に対して同命令を相当とする答申を行った。
- その後協議が加速し、1月31日、当事者間において接続協定が合意に至り、同日、協議再開命令の申立てが取下げられたため、2月1日、総務大臣は協議再開命令を行わないこととした。

### 【答申における委員会の判断の主な内容】

- SIMカードの提供を求める行為は、その提供が必須なものなのであるから、接続の請求の一環をなすものと認められる。
- 「日本通信が求めている接続には応じており、接続を拒否した事実はない」、「SIMカードは電気通信設備及び電気通信回線設備に該当しない」とのソフトバンクの主張には理由がない。
- (ソフトバンクが本件接続を拒否できる)電気通信事業法第32条各号該当事由はいずれも認められない。

### (参考)日本通信が求める接続の概要

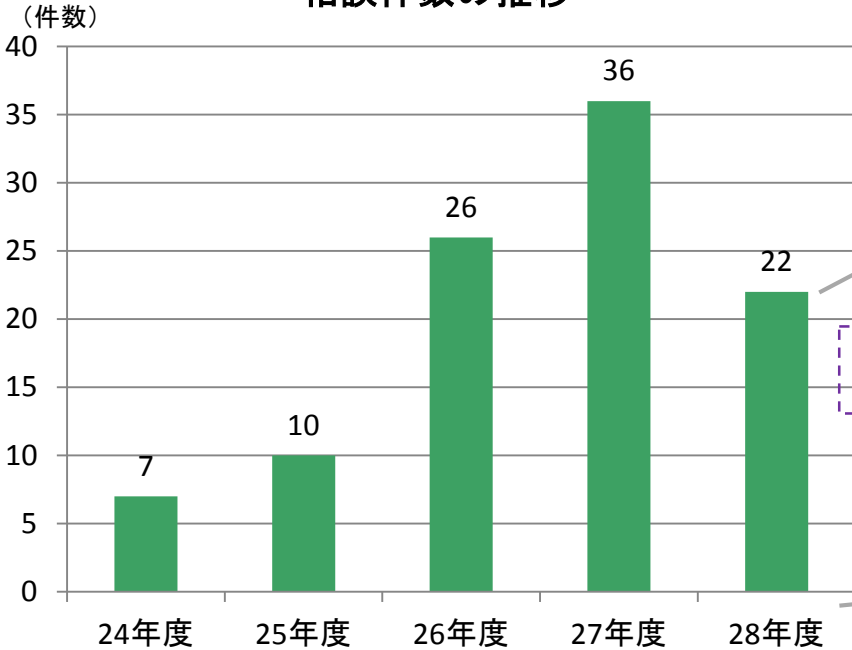


日本通信が求める接続は、赤太線と緑太線の通信。これに対し、ソフトバンクは緑太線の通信のみ許容と日本通信に回答。

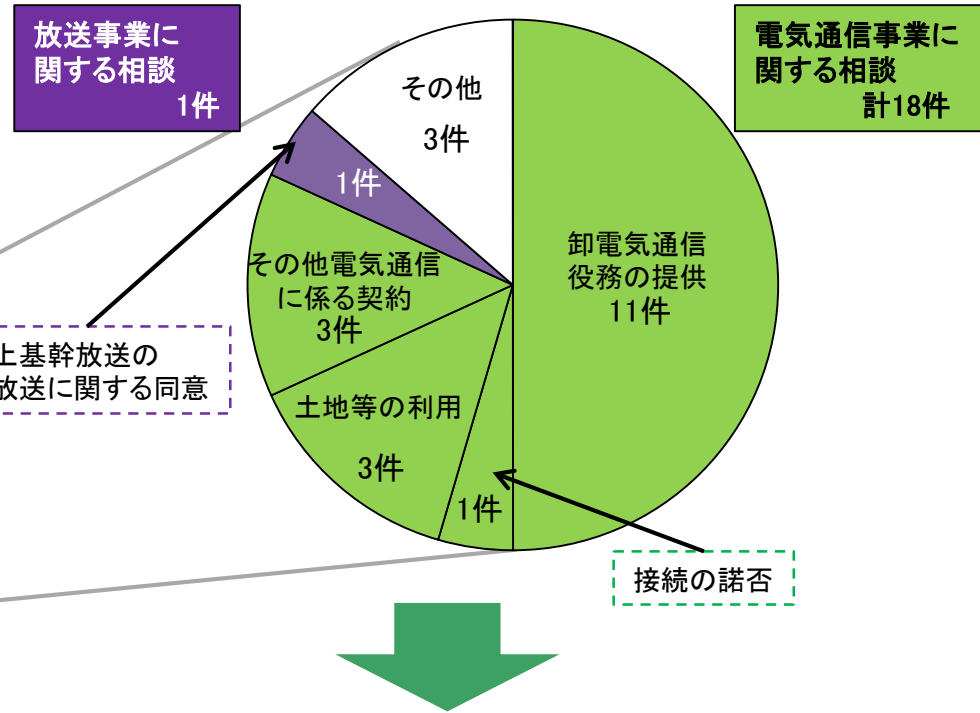
## 相談対応

事業者等相談窓口において、22件の相談及び問合せを受け付け、対応。

### 相談件数の推移



### 相談内容別内訳(28年度)



相談対応結果	件数
あっせんの申請があった	2件
事業者間協議等が進捗し解決した	0件
事業者間協議を継続することとなった	10件
事業者の判断により、協議の継続等を行わないこととした	0件
その他	10件

## 政策担当部局からのヒアリング等

政策担当部局及び事業者団体等からのヒアリング等を実施。

会合・日付	説明者	議題
第161回 (28.6.1)	(株)ジュピターテレコム	・ケーブルテレビ事業用施設の視察
第162回 (28.6.29)	電気通信紛争処理委員会事務局	・MVNOの事業者間契約に係る実態等調査の概要について
	総合通信基盤局	・スマートフォンの料金低廉化について
第163回 (28.8.30)	(一社)電気通信事業者協会	・一般社団法人電気通信事業者協会について
	東日本電信電話(株)	・NTT東日本の今後の展望について
	(株)NTTドコモ	・ドコモの事業概要と取組みについて
	KDDI(株)	・KDDI事業の今後の展望と事業者間協議の状況について
	ソフトバンク(株)	・固定通信事業における今後の展望と課題及び事業者間協議の状況等について

## 周知広報

委員会の認知度及び利便性向上のための取組を実施。

施策	時期	内容
講演会等での業務説明	28年5月 ～28年11月	全国5か所(東京都2か所、福岡市、広島市、富山市)で、委員会の概要、あっせんの手続、事業者等相談窓口等について説明。
委員会パンフレットの配付	28年5月	情報通信月間に合わせて開催される総合通信局等主催の行事等で配布。
総務省広報誌掲載	29年2月号	委員改選に伴う電気通信紛争処理委員会第6期目の活動開始等を説明。